

上下水道だより

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)



スウィッピー

雨水タンク新規設置費用を一部助成

雨水タンク(雨水貯留施設)は、屋根に降った雨水を貯める施設です。大雨の時に雨水を貯めることにより、雨水が川や水路へ流れ込むのを一時的に抑えることができ、洪水対策になります。さらに、花や植木への散水などに雨水を活用することで、節水にもつながります。

水害の防止や貴重な水資源を活用するため、新規で自宅に雨水タンクを設置する場合に、市は設置費用の一部を助成します。



助成条件(下記①～④のすべてを満たすこと)

- ①市公共下水道区域内にある住宅であること
- ②申請者が①の住宅に居住していること
- ③新規設置であること
- ④雨水タンクの容量が100リットル以上であること
※助成対象は1棟につき1基(集合住宅は2基まで)

助成金額

材料費+設置費用の合計金額の2分の1
※上限3万円

受付期間・場所

日 4月1日(月)～12月28日(土)

場 下水道課

※助成金がなくなり次第、受付終了

手続きの流れ

1. 申請書の提出

- ・見積書を取得
- ・下水道課または市HPで配布する申請書を同課に提出

2. 購入・設置

- ・助成金の交付決定通知が届いたら雨水タンクを購入
- ・設置工事完了後、領収書を添付して完了報告書を提出

3. 完了

職員が現地で検査後、おおむね30日以内に助成金を指定の口座に振り込みます

問 下水道課 (☎77・2023 FAX77・3319)

引っ越しに伴う水道の使用開始・中止・名義変更などは届け出が必要です

引っ越しの際は旧居と新居の各市町村で手続きが必要です(市内での引っ越しを含む)。届け出は電話または二次元コードから可能です。

※マンションの場合は管理会社にお問い合わせください。

問 お客さまセンター
(☎73・3988 FAX73・6288)



公共下水道供用開始区域の縦覧

日 4月1日(月)～12日(金)

内 期間中に意見書を提出できます

場 問 下水道課 (☎77・2023 FAX77・3319)

水道メーターの法定取り替え

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。4月の取替対象地区は以下のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを投函します。都合の悪い場合はお知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間：4月1日(月)～23日(火)

対象地区：栄町、川面、御殿山、桜ガ丘、すみれガ丘、川面字長尾山

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)

水道水フッ素およびその化合物検査結果

市内の水道水は水質基準を満たしており、安全です。詳細は二次元コードから。

問 浄水課(水質検査室)
(☎83・6940 FAX83・6941)

